

請 願 文 書 表

令和3年12月定例会

令和3年分請願第8号-2

経済環境委員会

受理年月日	令和3年12月1日
件名	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願
請 願 人	紹 介 議 員
富山市泉町二丁目8番11号 富山たばこ販売協同組合 理事長 西田 修三 外1団体	泉 英之 横野 昭 鋪田 博紀 柞山 数男
請 願 要 旨	
<p>【請願趣旨】</p> <p>私たちがたばこ販売店は、零細かつ経済的基盤が弱いながらも、たばこ産業の健全な発展を図り、その販売をもって地方財政収入の安定的確保及び地域社会の発展に貢献していると自負しております。</p> <p>しかし、国内のたばこを取り巻く環境は複数年にわたるたばこ税増税及び健康増進法の改正等による喫煙規制強化のため、非常に厳しい状況にあります。また、成人人口の減少、喫煙率の低下などにより喫煙機会が減少し、消費本数の減少が進むことは明らかであり、この状況が今後も続けば、たばこ販売店にとって死活問題と考えております。</p> <p>一方、飲食・宿泊業等のサービス業においては、その業種・施設等によって喫煙を望むお客様が多いことから、改正健康増進法による「原則禁煙」という措置がお客様の要望への対応を著しく損ない、お客様の数やお客様1人当たりの単価の減少に伴う売上げの減少を懸念しております。また、その多くは、いわゆる家族経営といった中小企業であり、店舗の面積や構造に加え、資金的な制約により喫煙施設の整備も容易ではなく、結果的に全面禁煙とせざるを得ないことから、経営への影響は避けられないのが実情です。</p> <p>また、諸外国と異なり、日本においては駅周辺や繁華街等において、路上喫煙規制条例等により屋外での喫煙が厳しく制限されていることも多く、お客様に店外での喫煙を求めることができず、その影響は諸外国と比して甚大なものとなることが懸念されます。</p> <p>たばこは、たばこ事業法により「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資すること」との目的に沿って規定された合法的嗜好品であり、税収面からもたばこの販売を通じて毎年2兆円を超える、国、地方における貴重な財源として一定の役割を果たしております。富山市における令和元年度のたばこ税は27.1億円と一般財源として大きく貢献しております。</p>	

(裏面へ)

令和3年度与党税制改正大綱においては、前年度に続き「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう促すこととする。」とされており。また、これに伴い総務省自治税務局から発出された通知「令和3年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」においても、「望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。なお、一定の屋外分煙施設の整備に係る費用については、所要の地方財政措置を講じているところであること」とされており。財政物資としてのたばこは、国税・地方税の一般財源として一定の役割を果たしているところではありますが、望まない受動喫煙を防止するためにも、たばこ税を「分煙社会の実現」、「望まない受動喫煙防止の推進」に向けて優先的に使用する妥当性と必要性が高まっていると考えます。

私たちは、改正健康増進法の目的である「望まない受動喫煙の防止」という観点からも、たばこを吸う人と吸わない人が共存するためには一定の分煙環境の整備が重要だと考えているとともに、分煙環境の整備は「望まない受動喫煙の防止」はもとより「継続的安定税収の確保」に資するものであると考えております。また、分煙環境整備の1つである公共喫煙場所を充実させることは、ポイ捨て、歩きたばこが減少し、行政、商店街が取り組む環境美化の推進が期待されます。そして喫煙施設の設置等が進まない飲食店等の事業所を支援することは、改正健康増進法遵守の徹底、無用なトラブルの減少になると考えております。

係る状況を踏まえて、私たちは望まない受動喫煙を防止し、たばこを吸う人と吸わない人が気持ちよく生活できるよう、分煙環境を整備していただきたく地方自治法第124条に基づき下記事項をお願いいたします。

【請願事項】

- 2 飲食店等が取り組む屋内喫煙室設置のための助成事業を拡充するよう要望いたします。